



2024年8月9日

各 位

会 社 名 株式会社エノモト
代表者名 代表取締役社長 白鳥 誉
(コード番号：6928 東証プライム)
問合せ先
役職・氏名 経営管理グループ担当執行役員
企画管理部長 武井 勉
電 話 0554-62-5111

株式報酬制度の継続等に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年10月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式137,500株 (うち役員向け株式報酬制度67,500株、従業員向けインセンティブ・プラン70,000株)
(3) 処分価額	1株につき1,285円
(4) 処分総額	176,687,500円 (うち役員向け株式報酬制度86,737,500円、従業員向けインセンティブ・プラン89,950,000円)
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月21日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」といい、役員向け株式報酬制度導入のために設定される信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）を導入することを決議しており、当社取締役に対する導入については2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において承認決議されており、現在に至るまで本制度を継続しております。また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の一部の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象として、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員のエンゲージメントを向上させ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を

図ることを目的として信託を用いたインセンティブ・プラン（以下「従業員向けインセンティブ・プラン」といい、「役員向け株式報酬制度」と併せて「本制度」といいます。また、従業員向けインセンティブ・プランのために設定される信託を「従業員向け株式交付信託」といい、役員向け株式交付信託と合わせて「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の当社取締役等及び従業員の役職及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等及び従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものです。また、当社は、2024年3月31日時点で58,350株の自己株式を有しており、これは割当予定数に相当する自己株式の数に足りませんが、2024年8月9日開催の取締役会において本自己株式取得の決議を行っており、払込期日までの間に、割当予定数に相当する数の自己株式を取得する見込みです。したがって、本自己株式処分による希薄化の規模は、最大でも58,350株の自己株式を処分することによって生じるものであり、2024年3月31日現在の発行済株式総数6,865,360株に対し、0.85%（2024年3月31日現在の総議決権個数67,855個に対する割合0.86%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は取締役等及び従業員に対して当社株式価値と連動するインセンティブを与えることができ、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）役員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2019年2月8日
信託の期間	2019年2月8日～2027年7月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

（ご参考）従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、受託者は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2024年10月25日
信託の期間	2024年10月25日～2034年5月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2024年8月8日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である1,285円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2024年7月9日～2024年8月8日）の終値平均1,473円（円未満切捨て）からの乖離率が△12.76%、直近3ヵ月間（2024年5月9日～2024年8月8日）の終値平均1,499円（円未満切捨て）からの乖離率が△14.28%、あるいは直近6ヵ月間（2024年2月9日～2024年8月8日）の終値平均1,548円（円未満切捨て）からの乖離率が△16.99%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会（4名にて構成。うち4名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上